

(第95号議案)

和解及び損害賠償額の決定について

1 和解の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和6年(2024年)10月1日

(2) 事故発生場所

中野区保育所園庭

(3) 事故発生状況

区の職員である保育士が、上記(2)の事故発生場所において相手方を含む園児の保育を行っていた際、相手方が当該場所に設置されていた鉄棒で遊び始めたため、相手方の補助をしていたところ、相手方が鉄棒から手を離し、落下した。この事故により、相手方は右上腕骨顆上骨折の傷害を負った。

3 和解の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害1,684,840円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、上記損害額のうち相手方が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付として支払を受けた230,238円を除く1,454,602円を相手方の指定する方法で支払う。

4 仮和解の成立の日

令和8年(2026年)9月11日

5 区の賠償責任

本件事故は、相手方が鉄棒で遊んでいた際の保育士の補助が不十分であったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計1,684,840円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行うとともに、園児が鉄棒で遊ぶ際の補助に関するマニュアルの整備及び保育所に勤務する職員に対する研修の実施により、再発防止の徹底を図った。